

シンポジウム6  
改正精神保健福祉法施行(平成26年4月)後の現状と今後の見直しに向けての提言

平成26年度障害者総合福祉推進事業:  
「精神保健福祉法改正後の医療保護入院の実態に関する全国調査」

医療法人社団五稜会病院 中島公博

平成27年10月9日

第4回日本精神科医学会 沖縄

対象と方法

- 日精協加盟全会員1,208病院 ⇒695施設(57.5%)  
 国立等の精神科 210病院 ⇒103施設(49.0%)  
 **計798施設(56.3%)から回答**
- 平成26年4月1日～9月30日まで6ヶ月間の入院者
- 郵送によるアンケート調査
  - (1)医療保護入院の入院手続関係
  - (2)医療保護入院者に対する退院促進措置関係  
(1)(2)については事例報告依頼
  - (3)今後の見直し意見

アンケート結果 入院者数(平成26年4月～9月)

	日精協	自治体	総計	構成割合	前年比(*)
総入院者数(新たに入院した患者数)	93,094	15,583	108,677	183.4%	101.4%
任意入院者数	52,147	7,106	59,253	54.3%	102.9%
※任意入院後に医療保護入院に変更した患者数	2,872	356	3,228		
医療保護入院者数	37,748	7,170	44,918	41.2%	101.2%
<b>このうち市町村長同意者数</b>	<b>1,528</b>	<b>290</b>	<b>1,818</b>		<b>54.6%</b>
応急入院者数	834	219	1,053	1.0%	86.8%
※応急入院後に医療保護入院に変更した患者数	517	165	682		
措置入院者数(緊急措置含む)	1,894	915	2,809	2.6%	108.9%
※措置入院後に医療保護入院に変更した患者数	536	175	711		
その他の入院者数(鑑定入院等)	592	405	997	0.9%	96.0%

\*平成26年度上半期の総計を2倍したものと平成25年の値を比較

入院手続関係のアンケート結果

家族等の同意取得が困難な例

- ①家族等が疎遠、遠方にしかいない
- ②家族等が存在するが同意や関わりを拒否
- ③戸籍で存在は確認できるが、連絡可能かの有無がわからない
- ④行政が家族を把握しているが、病院は把握していない
  - 個人情報保護法のため連絡先を教えられないとされる例
  - 保護課と障害福祉課で存在の把握が異なる
- ⑤外国人事例等における言語的障壁

入院同意者の適格性の問題

- ①同意者がDVや子どもへの虐待の加害者
  - 警察が接見禁止としていても家族等の要件からは外れない
- ②家族等が精神科に通院、認知症
  - 判断能力の基準がバラバラ
  - 重度の認知症にも関わらず、判断能力が無いと認められない
- ③家族等が、判断能力はあるが、手術等で入院中

市町村長同意が行えない事例

病院又は保健福祉部において、家族等に以下の者がいることが判明した場合でも、心神喪失の場合等に該当しなければ**市町村長同意は原則不可**。

- 「破産者」(法改正により欠格事由から除外)
- 「縁を切った者」
- 「長期間疎遠である者」
- 「遠方にいる者」
- 「裁判によらない葛藤状況にある者」
- 「ADLが大きく制限され床上の生活を余儀なくされている者」
- 「服役中の者」
- 「施設や病院に(強制的に)入っている者」 等

退院支援関係のアンケート結果

医療保護入院者退院支援委員会

- ①出席者の日程調整が困難
- ②本人参加による病状悪化
- ③該当者が多すぎて十分な議論が出来ない
- ④家族が遠方で参加が困難であったり、拒否する場合がある
- ⑤診療報酬上の退院支援委員会との関係における混乱や煩雑さ
- ⑥認知症患者は告知の理解が出来ない

退院後生活環境相談員

- ①入院初期では本人の意向確認や評価、支援計画の作成が困難なため、選任時期をもう少し病状が落ち着いた段階にして欲しい
- ②昏迷状態などでは、早期介入が難しい
- ③名前が悪い。「退院後」とつくと患者が焦ったり、退院後に何するんだと言われる

地域援助事業者

- ①地域側が退院に難色を示す、家族に退院困難と勝手に伝える
- ②事業者が足りず連絡がつかない、退院が遅延する等
- ③事業者が遠方だと会議への参加につながらない

### 「家族等」の意見 7

日精協病院24施設中22施設（91.7%）  
104人の「家族等」から

質問

- 改正精神保健福祉法が平成26年4月1日から施行されたのをご存じでしたか。
- 改正精神保健福祉法では保護者制度が無くなったのを知っていましたか。
- 保護者制度が無くなったことに対して、良かったと思いますか。

7割弱の家族等が保護者制度が無くなったのを知らなかった。2割弱の家族等が保護者制度が無くなったのを評価、8割はわからないと回答。

- 今まで父や母が保護者だったが、認知症になってしまった。今回の改正で自分が同意者としてスムーズに手続きができて助かった。
- 退院をし易くする為の社会の受入体制を整える方向は賛成。
- 精神病の治療自体はとても重要なので、退院を無理じいされたり、退院させる目的になってしまうことは困る。

### 事例報告 8

調査対象病院	郵送数	回答数	報告病院	報告率	事例件数
日精協会員病院	1208	695	191	27.5%	335
自治体病院	210	103	32	31.1%	50
合計	1418	798	223	27.9%	385

### 事例1 70代女性、アルコール依存・認知症 9

【現病歴】  
病状悪化したため、任意から医療保護入院が必要となった。扶養義務者は長女のみ。しかし、長女は中等度の知的障害、施設入所。意思表示は可能。  
施設担当スタッフに電話連絡、長女とは直接の電話連絡は控えてほしいとの助言があり、施設職員から長女に入院の説明、同意を得たとのことで、病院より同意書を送り、郵送のやりとり。後日長女来院し、主治医・病棟スタッフから入院の説明。

【問題点】

- 同意者が認知症・知的障害の場合の理解度の判断
- 入院の説明を病院担当者ではなく、施設職員が行うことの是非
- 入院手続きの迅速化が図れない

### 事例2 50代男性、双極性感情障害 10

【現病歴】  
姉宅に侵入して銃刀法違反で逮捕歴がある。精神鑑定にて躁状態の診断で不起訴。  
母・姉は怯えて、本人に連絡先を教えていない。  
X年Y月、希死念慮、自傷行為があり、当院に入院依頼。生保担当者が母親に連絡し、入院に同意し医療保護入院。市役所担当者は、病院に母親の連絡先を教えない。役所を介在した電話同意による医保入院。  
その後、母親は書面同意しないと入院同意の撤回を述べる。

【問題点】

- 同意者が入院者から虐待されているような場合の同意者の適格性の問題。
- 「家族等」の連絡先を、役所担当者が病院側に伝えないことの是非、病院から「家族等」に説明が出来ない。
- 電話同意後の、書面での同意撤回について。

### 今後の見直し意見 11

調査対象病院	郵送数	回答数	報告病院	報告率
日精協会員病院	1208	695	191	27.5%
自治体病院	210	103	32	31.1%
合計	1418	798	223	27.9%

### 今後の見直しの提言 12

1. 保護者制度の廃止に伴う弊害がないように取り計らうこと
2. 医療保護入院の手続きに関し、柔軟な対応を行うこと  
特に市町村長同意の要件見直しは喫緊の課題
3. 医療保護入院者の退院支援について、事務処理の効率化を図ること
4. 精神医療審査会への要望
5. 「代弁者」制度についての検討を継続すること

平成27年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業  
「入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業」

見直し提言 ★医療保護入院手続きの運用 13

具体的には

- 患者と実質的に関わりのある家族等の調査・把握は医療機関に委ね、公務員に準ずる国が指定した資格を所持する精神保健福祉指定医の医療判断を尊重し、同意者の獲得が困難な場合には、市町村長同意を認めるべきである。
- また、予定される医療保護入院期間は医療保護入院届けに記載し、入院診療計画書の添付は不要にして簡素化を図る。

見直し提言 ★書類関係の簡素化・効率化 14

- 医療保護入院時の家族確認などの手続きや退院支援委員会等の業務が増え、書類記載など事務量が確実に増えている。
  - 出来るだけ簡素化して欲しい。
- 医療保護入院者退院支援委員会の開催と診療報酬上の療養病棟の退院支援委員会の両方を開催しなければならない。しかも、委員会の書式が微妙に異なっており、二度手間。
  - 書式を統一し、一度の開催で済むようにして欲しい。

真に有効な患者への関わる時間を確保するため、事務作業の効率化を総合的見地から考えるべきである。

改正精神保健福祉法施行(平成26年4月)に関する業務のためのガイドライン 15

- 「医療保護入院における家族等の同意に関する運用の考え方」(平成26年1月24日通知)
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴うQ&A」(平成26年3月20日通知)
- 「改正精神保健福祉法実務マニュアル(平成26年度版)」(平成26年10月発行:日精協)

【ガイドラインの内容】

- 精神科医療従事者が、精神障害者の入院手続きの在り方や医療保護入院者の退院促進に関わる時の道標を示したもの
- 付録として、医療保護入院届けなどの書類の記載要綱を添付
- 本ガイドラインを利用することにより、入院が必要になった精神障害者の適切な入院手続きと、退院支援の促進に繋がれば、精神科医療の質の向上が図れる。

まとめ 16

平成26年度障害者総合福祉推進事業:

- 「精神保健福祉法改正後の医療保護入院の実態に関する全国調査」報告
- 医療保護入院の手続き関係での問題点
  - 特に市町村長同意の要件
- 今後の見直しの提言
- 改正精神保健福祉法施行(平成26年4月)に関する業務のためのガイドライン